

令和6年12月2日からのマイナ保険証への移行に当たって

令和6年12月2日以降、組合員証・被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）の新たな交付は行われず、**マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行**します。
今後の取扱いは、次のとおりとなりますので、ご確認ください。

お手元にある組合員証等の有効期限について

お手元にある組合員証等は、令和6年12月2日以降、**最大1年間（組合員証等に記載の有効期限又は令和7年12月1日まで）**使用することが可能です。

令和7年12月1日以前の有効期限の記載の有無	あり	当該期限まで
	なし	令和7年12月1日まで

「資格確認書」の交付について

令和6年12月2日以降の新たな組合員・被扶養者（以下「加入者」といいます。）の方等で、**マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等**には、現行の組合員証等に代えて「**資格確認書**」を交付します。「資格確認書」を医療機関に提示することで、**従来どおり保険診療を受けることが可能**です。

令和6年12月2日以降の新規加入者	資格取得届等によるご本人からの申請に基づき交付します。
令和6年12月2日以前の既加入者	マイナ保険証の保有状況に応じ、 職権（申請不要。以下同じ。） により交付します。

「資格情報のお知らせ」の交付について

ご自身の被保険者情報（記号・番号・枝番、保険者の名称等）を簡易に把握できるよう、**次の方に「資格情報のお知らせ」を交付**します。

令和6年12月2日以降の新規加入者	被保険者情報のデータ登録が完了した状態（マイナ保険証の利用登録を行っている方であれば、マイナ保険証が利用できる状態）になりましたら、 職権 により交付します。
70歳以上の方で自己負担の割合が変更となった方	
個人番号下4桁を表示した「資格情報のお知らせ」をお持ちでない方	令和6年12月2日以降、 順次、職権 により交付します。※12月2日前に交付する場合があります。

- 「資格情報のお知らせ」のみで保険診療を受けることはできません。受診の際は、マイナ保険証又は組合員証等を提示してください。
- 被保険者情報のデータ登録が完了するまでは、マイナ保険証は利用できません。データ登録完了前に、**すぐに医療機関を受診する必要がある場合は、一時交付用の資格確認書を交付**しますので、各支部までご連絡ください。
- 新規加入後、初めてマイナ保険証を利用する場合は、事前にマイナポータルにより新たな被保険者情報が登録されていることをご確認ください。

組合員証等、資格確認書、資格情報のお知らせに関するQ & A

① 組合員証等関係

Q 有効期限が令和7年12月2日以降の組合員証を持っていますが、令和7年12月2日以降も使用できますか。

A 使用できません。マイナ保険証を利用できない方には、職権により「資格確認書」を交付します。

Q 手元にある組合員証について、令和6年12月2日以降、氏名に変更があった場合や破損・紛失した場合は、組合員証を再交付してもらえますか。

A 組合員証は再交付できませんので、マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証を利用できない方は、氏名変更の場合は氏名変更に関する共済組合への申告により、また、破損・紛失の場合は交付申請書により資格確認書を交付します。

② 資格確認書関係

Q マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書を持っておきたいのですが、交付してもらえますか。

A 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものですので、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情がない場合は、交付できません。

Q 子どもが修学旅行に参加する際にマイナ保険証を持たせることが心配なため、資格確認書を交付してもらえますか。

A 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものですので、交付できません。修学旅行等の学校行事に参加する際には、数日間に限られており、かつ、教師同伴のもと医療機関を受診することが考えられ、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者情報のPDFファイルを印刷したものや資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関に提示してください。

Q 資格確認書を破損・紛失した場合は、再交付してもらえますか。

A 交付申請書により再交付できますが、マイナ保険証を利用できる場合は、マイナ保険証をご利用ください。

③ 資格情報のお知らせ関係

Q 資格情報のお知らせを持ち歩く必要はありますか。

A 資格確認書をお持ちの場合や、マイナ保険証をお持ちの方で、スマートフォン等によりマイナポータルに表示される被保険者情報を参照できる場合は、資格情報のお知らせを常に携帯しておく必要はありません。

Q 資格情報のお知らせを破損・紛失した場合は、再交付してもらえますか。

A 交付申請書により再交付できますが、マイナポータルにより被保険者情報を確認できる場合は、マイナポータルをご利用ください。